

社会福祉法人の内部留保に関する一考察

——高齢者・障害者・児童の主要3分野の横断的分析

國見 真理子

- 1 問題意識
- 2 内部留保概念の整理
- 3 リサーチ・デザイン
- 4 分析結果
- 5 考 察
- 6 結 語

1 問題意識

社会福祉法人（以下、社福法人）は、戦後の地域福祉を支える上で不可欠な非営利法人として存在してきた。社福法人制度誕生の陰には憲法 89 条後段の「公の支配」による規制があり、社会福祉事業は公的規制が強い分野である。だが、近年の規制緩和によって社会福祉事業の競争自由化が進み、社福法人の経営環境は大きな影響を受けている。

国家財政が厳しさを増す中、社会保障分野には毎年多額の歳出がなされており、社福法人にも様々な形で公金支出がなされている。そのため、社福法人に対する公金の使途やその有効性に対する国民の関心が高まっている。社福法人は補助金や税制等の優遇措置も受け、多額の内部留保を組織内に蓄積しているにもかかわらず、新たな福祉課題に対して消極的な姿勢のままの旧態依然の組織も多く、公的優遇に見合った社会還元活動が不十分という批判がある。

いかなる組織でも不測の事態に備えて利益の一部を内部に留保する必要性がある以上、組織運営の継続維持のために内部留保は重要である。内部留保という考え方は会計制度上の勘定科目ではなく、会計学における経営分析論の用語あるいは経営分析手法に関する実務的な用語として用いられることが多い⁽¹⁾。内部留保を巡る先行研究としては営利企業に関するものが大半であるが、様々な概念が並立する状態にある⁽²⁾。社福法人の内部留保の研究も同様で、概念が統一的に定まっているとはいえず、未だ歴史的蓄積が不足している。

そこで、本稿では、社福法人の内部留保の実像を把握するために、第一に概念の違いによって内部留保がどのように変化するのかを比較検討する。第二にこれらの複数の概念を用いて事業分野毎

(1) 松原 (2013a), 19 頁。

(2) 例えば、田村 (2014), 213 頁以下。小栗・谷江 (2010), 86 頁以下参照のこと。

に社福法人の内部留保の蓄積がどのような状況にあるのかを検証する。そして、これらの分析を通じて、究極的には今後の社福法人の経営基盤の安定性に関する考察を試みることを研究目的とする。

本稿の構成としては、第2節では社福法人の内部留保概念の整理を行う。第3節ではリサーチ・デザインを提示する。第4節では川崎市所轄社福法人を取り上げて検討する。第5節では前節の分析結果を踏まえた考察を行う。第6節では結語として本研究全体を通して得られた知見を述べる。

2 内部留保概念の整理

営利企業の内部留保の場合、過去の利益の蓄積額である「利益剰余金」を含む点にはあまり争いが無い。利益分配を目的としない非営利の公益法人である社福法人も営利企業の会計と同様に財務諸表を毎年作成することが義務付けられており（社会福祉法44条2項）、将来の事業資金となる蓄積された利益も存在する。これは、貸借対照表上の「純資産の部」で計測可能である。

厚生労働省（2015）によれば、社福法人の内部留保となる「利益剰余金」としては、過去の収支差（利益）の蓄積がそれに該当するという⁽³⁾。しかし、これが唯一の考え方とはいえ、様々な見解が並存している状況にある。

そこで、以下では、社福法人の内部留保概念を整理するために、主要な学説⁽⁴⁾を検討する。

(1) 発生源内部留保

これは先述の厚生労働省（2015）の考え方と共通するものである。つまり、内部留保を貸借対照表の貸方に計上される内部資金の蓄積として捉えるものである。内部資金とは事業活動の過程において事業体内で生み出される資金を指す。企業会計では毎事業年度に損益計算書に計上される利益から生み出される資金の蓄積額から構成され、これは利益留保の観点から見た内部留保といえる。社福法人会計⁽⁵⁾では企業会計の損益計算書に類似するものとして「事業活動収支計算書」があり、利益から生じた資金の蓄積額は貸借対照表の貸方の純資産の部で計測できる。每期計上される利益から生じる資金の蓄積は、利益処分として每期分散される各種の「積立金」「準備金」そして未処分のまま次期繰越金となる「次期繰越収支差額」に大別される⁽⁶⁾。

(3) 厚生労働省（2015）、18頁。

(4) 例えば、松原（2013a）、19頁。明治安田生活福祉研究所（2013）、7頁。黒木（2014）、169頁。

(5) 本稿における社会福祉法人の会計とは、現行の会計基準（新基準）を念頭においているが、先行研究ではそれ以前の基準を用いているものがあるため、必要に応じて現行基準の項目に修正して検討している。なお、新基準の「財務諸表」としては、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表の3種類から構成される点が特徴である。これまでの社会福祉法人の会計基準については、4つの時期に分けられる。

第1時代（1953年～）「社会福祉法人会計要領」時代

第2時代（1976年～）「社会福祉法人会計経理規程準則」時代

第3時代（2000年～）「社会福祉法人会計基準（旧基準）」時代

第4時代（2011年～）「社会福祉法人会計基準（新基準）」時代

会計基準の変遷とその特徴に関する分析については、國見（2017）参照のこと。

(6) 明治安田生活福祉研究所（2013）、8頁。

他方、問題点としては、「発生源内部留保」は現在までいくらの資金を生み出したかは示すものの、それらが現在組織内に実質的に実在するかが不明なことがあげられる⁽⁷⁾。

そこで、組織内に実在する内部留保概念として以下のようなものがある。

(2) 実在内部留保

これは内部資金の蓄積額のうち、現在、事業体内に未使用資産の状態で見保される額（減価償却により蓄積した内部資金も含む）を内部留保と捉えるものである。つまり、調達資金が事業にどのような形態で投下使用されたかに着目して、発生源内部留保から事業体流出分を控除した未使用資産の金額として借方勘定の資産科目で捉えるものである⁽⁸⁾。未使用資産としては現金が典型である。従って、これは資金留保の観点から見た内部留保ともいえる。ただし、現金以外に貸付金や有価証券等に転換されていることも多く、これらも現預金勘定としての未使用資産といえる。だが、現預金勘定の中には内部資金だけでなく、借入金、寄付金、補助金等の外部資金が混入しているため、これらを差し引く必要がある⁽⁹⁾。明治安田生活福祉研究所（2013）によれば、内部留保とは、未使用資産－（流動負債＋退職給付引当金）によって構成されるという。なお、未使用資産とは、現金預金＋貸付金＋有価証券＋積立預金からなる⁽¹⁰⁾。

他方、問題点として、現金相当額には流動資産の勘定科目である未収金や未収補助金、貯蔵品、立替金、前払金、仮払金、その他の流動資産は含まれないのに対し、控除対象である流動負債には未払金や預り金、前受金など全ての勘定科目が含まれている点があげられる⁽¹¹⁾。未収金が内部留保測定上除外されるのに対し、未払金が含まれることは会計処理上整合的とはいえない。また、社会福祉事業では一般的に収入の大半が公金支出分であるため現金化までのタイムラグが発生し、一時的に未収金におかれるという収益構造の特性がある。そのため未収金を現預金相当に含めない概念は、内部留保測定上で経営特性を適切に把握できない懸念が残る⁽¹²⁾。

これに対し、厚生労働省社会保障中央審議会福祉部会報告書（2015）において、再投下可能な内部留保という考え方が提示された（以下、「厚労省部会内部留保」とする）⁽¹³⁾。

(7) 松原（2013a, 20頁）によれば、発生源によって生み出された内部留保は継続的に組織内に永続して蓄積するものではなく、再投資や借入金返済等のため組織外に資金流出させる可能性があるのが一般的だからとのことである。

(8) 明治安田生活福祉研究所（2013）、9頁。

(9) 同上、10頁。

(10) 同上、18頁。ここでは旧基準の特養経営タイプの場合として紹介されているが、現行の会計基準においても同様のものとして計測できる。

(11) 同上、13-14頁。「未収金」を現金相当額から除外する理由として、一般的には未収金と未払金は対の関係にあるものの、介護保険収入が主たる収入源である特養の場合、売上の約9割が未収金に計上されるため、未収金額に対する未払金は極端に少ない関係にあつて対の関係とはいえない。これに対し、「未払金」は業者が立て替えている外部資金であるため内部留保から除外すべき必要があるとのことである。

(12) 介護保険収入の大半が制度設計上、会計処理としては当面未収金になるものの、これが全額運転資金となるために、内部蓄積として考慮をする必要性がないとする理由自体に疑問が残るからである。

(13) 厚生労働省（2015）、20頁。

(3) 厚労省部会内部留保

これは内部留保が利益剰余金から構成されるという点では(1)と共通するが、その実態を明らかにするために、社福法人保有の全財産(貸借対照表上の純資産から基本金及び国庫補助金等積立金を除いたもの)を対象に当該財産額から事業継続に必要な最低限の財産額(控除対象財産額)を控除した財産額(負債との重複分については調整)を導き、余剰分を内部留保とするものである。この(余剰分の)内部留保は福祉サービスに再投下可能な財産額として位置付けられる。控除対象財産額には、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等(土地、建物、設備等)、現在の事業の再生産に必要な財産(建替、大規模修繕に必要な自己資金)、必要な運転資金(事業未収金、緊急の支払いや当面の出入金のタイムラグへの対応)を基本に算定される。つまり、この内部留保は、 $\{純資産 - (基本金 + 国庫補助金等積立金)\} - 控除対象財産$ (福祉事業用不動産等、事業再生産に必要な自己資金、運転資金)から構成される。

他方、問題点として、控除対象財産には何が含まれるべきかという対象選択の問題や測定内容の検証可能性の問題があげられる。例えば、控除項目である運転資金について、貸借対照表の勘定科目からどのように計測するかが明確でない。また、建替に関する費用や大規模修繕に必要な自己資金の算定には分野や施設毎に特性があるものの、統一的な基準であるため事業特性の違いに対する細やかな配慮が十分なされていないとはいえない。更に、現行の公表情報から第三者が合理的に算定することは難しく、組織外部者による検証は極めて困難といえる。

(4) 実質内部留保

これまでの検討から、資金留保の観点から見た内部留保の概念としては、(2)の「実在内部留保」に換金性の高い未収金や受取手形も未使用資産に加えるべきものとする。特別養護老人ホーム(以下、特養)の場合、事業収入の大半は介護保険事業から構成されるが、利用者負担分以外の約9割の介護報酬は2か月後にならないと受け取りできないため、福祉サービスの売上発生時点では「未収金」とする点は会計処理上問題ない。

だが、この未収金の性質を考えたときに疑問が残る。確かに施設運営開始直後は未収金の介護保険収入を運転資金に充当する合理性があり、(2)のように現預金に含めないという考え方はあり得よう。だが、福祉施設経営は中長期的に行われるものである以上、巡航経営状態に入ると毎月の収入の外に2か月遅れで現金化される未収金となる事業収入は事業廃止しても2か月後までは確実に約束される。未収金は政府による信用力の下、返戻分を除き100%現金化される金銭債権であり、その性質は貸付金や有価証券と同等若しくはそれ以上に換金性が極めて高い流動資産である。従って、未収金を現預金勘定と同等な存在とみなすことは社福法人の経営特性から見て可能であるし、むしろそれを加えた方が持続的経営を行うことが求められる社福法人の経営特性理解のためにも必要と考えられる⁽¹⁴⁾。そこで、以下ではこれを「実質内部留保」と呼ぶことにする。

次節では、ここまでの概念整理を踏まえ、内部留保把握のためのリサーチ・デザインを提示する。

(14) 例えば、明治安田生活福祉研究所(2013)、12頁注10。

3 リサーチ・デザイン

(1) 調査対象

全国の社福法人数は約2万程度あるが⁽¹⁵⁾、基礎的自治体毎に財務情報開示状況は未だに異なるため、調査時点では全国規模の網羅的な調査は難しい状況にある⁽¹⁶⁾。そこで、本稿では、川崎市公表の財務諸表データを基に所轄社福法人の内部留保の実像把握を試みることにしたい。

川崎市を取り上げる理由として、第一にサンプル法人数としての一定の数量があげられる。全国の大半の社福法人は小規模な地元密着型で、その所轄は地元の基礎的自治体にある。川崎市は人口約150万人規模で日本の総人口の約1%を占める基礎的自治体である。川崎市には所轄社福法人が一定数存在していることから、内部留保の定量分析が可能である。第二に多様な福祉課題があげられる。市の「南部」では中学生リンチ殺人といった凶悪少年犯罪、高齢生活保護受給者向けの簡易宿泊所放火事件など格差社会を象徴する福祉課題が顕在化する。他方、「北部」では待機児童問題や高度経済成長期の宅地開発地域での高齢化問題等の全国的な福祉課題が増加傾向にある。第三に地理的特性があげられる。湾岸工場地帯を中心とする下町地域の「南部」から新興住宅地の山の手地域と里山地域が混在する「北部」まで都市と地方が混在した多様性に富む地域である。このような特性を持つ川崎市では社福法人の果たすべき役割が幅広い分野で求められているといえ、今回の分析対象に取り上げた。

社福法人の主要な経営領域としては高齢者、障害者、児童の3分野があるが、先行研究は専ら高齢者分野に集中しており、社福法人経営の分野横断的な全体像把握が十分なされていない。そこで、本稿では川崎市所轄の社福法人の中で施設経営法人に関する比較検討を行う。具体的には、高齢者施設、障害者施設、保育園という比較可能な一定数の法人が存在する主要3分野の施設経営法人を中心とした分析を行う。

調査対象としては、主に高齢者及び障害者分野を担当する「健康福祉局」所轄49法人（次頁表1）、児童分野を担当する「こども未来局」所轄16法人（次頁表2）の合計65法人である。前者の内訳は、複数事業経営（以下、複数事業）6、特養中心の高齢者施設18、作業所などの障害者施設13、救護院などの貧困障害者用施設及び乳児院（以下、貧困・乳児院）3、非施設経営9（非施設経営法人であるため本分析では除外）である。後者の内訳は複数事業1、保育園13（ただし、今回は計測データ取得の問題から11法人で分析）、児童養護施設と乳児院（以下、児童養護・乳児院）2（同前の問題から1法人で分析）である。

財務情報は、川崎市HP及び独立行政法人福祉医療機構WAMNET上で公表されたものを使用し

(15) 2015年度末現在19,969であり、うち施設経営法人が17,482である。以上、厚労省厚生統計要覧(2016)第3-36社会福祉法人数を参照。

(16) 2017年よりWAMNETの「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を通じて、全国の社福法人の現況報告書の情報が公開されるようになった。しかし、財務情報自体が不正確な法人や直近の現況報告書が掲載されていない法人の存在など、依然として情報の正確性や信頼性等の制度上の問題がある。

表1 川崎市健康福祉局所轄社福法人の分類 (2018年3月4日現在)

分野	法人数
複数事業	6
高齢者施設	18
障害者施設	13
貧困・乳児院	3
非施設経営*	9
合計	49

* 各地区の「社会福祉協議会」8と「いのちの電話」1から構成される。

表2 川崎市こども未来局所轄社福法人の分類 (2018年3月4日現在)

分野	法人数
複数事業	1
保育園	13*
児童養護・乳児院	2**
合計	16

* 13法人のうち2法人は、2016年3月末時点では設立認可前若しくは他自治体所轄の法人であり、財務データの取得が困難であるため、本分析では除外している。

** 1法人は2016年3月末時点のデータが公開されていないため、本分析では除外している。

た⁽¹⁷⁾。なお、川崎市所轄部局によって公表財務データ内容に差があるため、本調査では両者を同一にせず、担当部局毎に分析を行った。健康福祉局の場合は2017年3月末、こども未来局の場合は2016年3月末のデータを最新のものとして利用した。なお、乳児院は健康福祉局とこども未来局の双方に存在するが、前者は児童福祉以外の事業も経営する法人であるのに対し、後者は児童福祉事業のみ行っている法人という違いがある⁽¹⁸⁾。

(2) 調査方法

①内部留保の分野別測定

ここでは先述の内部留保概念のうち、公表情報で分析可能な(1)発生源内部留保、(2)実在内部留保及び(4)実質内部留保の3種類の計測を行う。(1)は利益留保の観点から捉えた内部留保として営利企業分析では一般的手法であり、社福法人のような非営利組織の測定方法としても有意義と考える⁽¹⁹⁾。(2)(4)の後2者は内部に蓄積される資金留保の観点から捉えた内部留保として、前者との比較のために計測する。

(17) 厚生労働省の行政指導の結果、各地方自治体において所轄の社福法人の財務諸表が公表されるようになっている。川崎市の場合、市のHPにおいて所轄の社福法人の過去3年ないし4年程度の財務データが公表されている。具体的には、健康福祉局所轄法人については2012年度から2015年度まで、こども未来局については2012年度から2014年度分までが公表されている(2018年3月15日現在)。なお、2016年度分はWAMNETを通じて開示されるようになったものの、法人毎に開示状況にバラつきが大きく、統一的網羅的な情報とはいえない。

(18) 2017年2月16日川崎市健康福祉局総務部企画課よりヒアリング。

(19) 営利企業に関する先行研究の議論をまとめたものとして、例えば田村(2014)、213頁以下。小栗・谷江(2010)、88-93頁参照のこと。

最初に金額平均から見た内部留保分析を行う。ただし、平均では極端に資産規模が異なる社福法人の存在で数値が大きな影響を受けるおそれがあるため、中央値も併せて計測することでより平均的な実像に迫ることを試みる。

次に総資産比率から見た内部留保分析を行う。社福法人の総資産規模の差異を調整して比較するため内部留保金額を総資産で除した割合を用いる。なお、内部留保金額としては平均値と中央値の両方を比較検討のために用いる。

第三に経常支出比率から見た内部留保分析を行う⁽²⁰⁾。ここでは内部留保金額を経常支出で除した経常支出比率を用いる。総資産比率では把握しづらい社福法人間の財政状態の違いを考慮し、社福法人事業規模の差異調整のために内部留保金額を経常支出で除することで内部留保比率の実像把握を多面的に試みる⁽²¹⁾。経常支出としては、事業活動収支計算書の事業活動収支の部の支出総額及び事業活動外収支の部の支出総額の合計額を用いる。内部留保金額は平均値と中央値を用いる。

②内部留保の蓄積の測定

社福法人は福祉サービス提供のために継続的運営が求められる組織である。内部留保が組織内部に蓄積されていく性質を持つならば、歴史のある社福法人ほど内部留保比率が上昇することになる。

そこで、設立認可年と内部留保比率との相関関係を調べるために「設立認可年が古い社福法人ほど内部留保比率が高い傾向にある」という仮説を設定して検証を行う。設立認可年とは社福法人格の取得認可年とする。調査対象としては、比較検証可能な一定数の社福法人が存在する高齢者施設、障害者施設、保育園を取り上げる。

ここでの内部留保概念は、資金留保としての(4)実質内部留保及び利益留保としての(1)発生源内部留保を利用する。(2)実在内部留保を除外したのは、保育園で4割弱の社福法人でマイナスの数値であり、計測方法として疑義があるからである。更に(4)との違いは未収金を含むか否かに過ぎず、(4)実質内部留保を用いることで資産留保の観点から見た傾向把握は可能である。

社福法人間の総資産規模差異調整のため、総資産に対する内部留保金額比率(割合平均)を用いる。その上で、極端に近似直線から乖離する社福法人については、個別抽出して総資産、自己資本比率、利益率、人件費比率、減価償却費比率、実質減価償却費比率、基本財産、積立資産、引当金などの経営分析指標からの検討を行う。なお、利益率とは、売上に相当する「サービス活動収益」から主要事業で発生する「サービス活動費用」を控除した結果として残る利益としての「サービス活動増減差額」のサービス活動収益に占める比率から算定する。人件費比率は「サービス活動収益」に占める割合から算定する。

また、総資産割合では社福法人間の財政状態の差異が反映されにくい性質があるため、比較分析として事業規模の差異調整のために経常支出比率を用いた計測も併せて行うことで複眼的な視野か

(20) 法人の事業規模の違いを考慮するため、本来なら施設サービスの利用者や入居者数の違いを見ることで規模平準化を図ることが妥当かもしれないが、現在の公表情報では測定困難であるため、ここではその代替策として経常支出を用いた分析を行う。

(21) 例えば、同一額の内部留保を有する2法人において、負債比率が高く総資産規模が大きい法人の総資産内部留保比率が相対的に小さくなる傾向にあるのに対し、無借金で堅実経営の法人では内部留保比率が高くなる傾向がある。

ら内部留保蓄積状況の実像検討を試みる。

そこで、次節ではリサーチ・デザインに基づく分析結果について述べる。

4 分析結果

(1) 健康福祉局所轄社福法人の分野別測定

表3 川崎市健康福祉局所轄社福法人の内部留保（単位：(A) から (E) は百万円/以下は%）

	全体		複数事業		高齢者施設		障害者施設		貧困・乳児院	
	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値
実質内部留保 (A)	425	129	1,407	899	243	104	270	143	229	85
実在内部留保 (B)	285	51	1,054	777	132	29	196	64	47	- 100
発生源内部留保 (C)	570	208	2,059	1,138	270	74	360	102	300	97
資産の部合計 (D)	2,014	1,807	4,954	3,052	1,956	1,950	636	132	2,460	2,454
経常支出合計 (E)	945	542	2,526	1,167	678	573	469	239	1,445	1,228
(A) ÷ (D)	21.1%	7.1%	28.4%	29.5%	12.4%	5.3%	42.5%	108.0%	9.3%	3.5%
(B) ÷ (D)	14.2%	2.8%	21.3%	25.5%	6.7%	1.5%	30.8%	48.5%	1.9%	- 4.1%
(C) ÷ (D)	28.3%	11.5%	41.6%	37.3%	13.8%	3.8%	56.6%	77.3%	12.2%	4.0%
(A) ÷ (E)	45.0%	23.8%	55.7%	77.0%	35.8%	18.2%	57.6%	59.8%	15.8%	6.9%
(B) ÷ (E)	30.2%	9.4%	41.7%	66.6%	19.5%	5.1%	41.8%	26.8%	3.3%	- 8.1%
(C) ÷ (E)	60.3%	38.4%	81.5%	97.5%	39.8%	12.9%	76.8%	42.7%	20.8%	7.9%

出典：川崎市健康福祉局及び WAMNET の公表情報を基に作成。

①金額面から見た内部留保

表3のそれぞれの内部留保 (A) から (C) を平均値で見た場合、全体では実質内部留保 4.3 億円、実在内部留保 2.9 億円及び発生源内部留保 5.7 億円となり、概念の違いで内部留保は最大 2 倍程度の格差がある。また、中央値では実質内部留保 1.3 億円、実在内部留保 0.5 億円及び発生源内部留保 2.1 億円となり、平均値に比べて少額に留まるものの差異は最大 4 倍程度に拡大する。

②総資産比率から見た内部留保

それぞれの内部留保を総資産 (D) で割って総資産比率で捉えた場合、平均値については全体では 14 から 30% 弱である。分野別では障害者施設が相対的に高いのに対し、高齢者施設はどの指標も 20% 未満で、貧困・乳児院に至っては最高でも 12% と低い。また、全体については中央値の比率は平均値に比べて小さい傾向があり、これは特に高齢者施設と貧困・乳児院では顕著である。分野別では平均値同様、障害者施設が相対的に高く、特に実質内部留保は 100% 超と顕著に高い。

③経常支出比率から見た内部留保

それぞれの内部留保を経常支出 (E) で割って経常支出比率で捉えた場合、全体については平均値に比べて中央値が小さい点は他の指標と同様である。特に高齢者施設と貧困・乳児院では極端に小さくなる。他方、複数事業の全指標と障害者施設の実質内部留保比率は、平均値に比べて中央値の方が大きい。

(2) こども未来局所轄社福法人の分野別測定

表4 川崎市こども未来局所轄社福法人の内部留保（単位：(A) から (E) は百万円／以下は%）

	全体		保育園		児童養護*
	平均値	中央値	平均値	中央値	
実質内部留保 (A)	78	30	45	24	421
実在内部留保 (B)	13	3	20	13	-21
発生源内部留保 (C)	200	117	149	117	846
資産の部合計 (D)	822	745	753	745	1,901
経常支出合計 (E)	468	423	416	308	882
(A) ÷ (D)	9.5%	4.0%	6.0%	3.2%	22.1%
(B) ÷ (D)	1.6%	0.4%	2.7%	1.7%	-1.1%
(C) ÷ (D)	24.3%	15.7%	19.8%	15.7%	44.5%
(A) ÷ (E)	16.2%	7.1%	10.8%	7.8%	47.7%
(B) ÷ (E)	2.8%	0.7%	4.8%	4.2%	-2.4%
(C) ÷ (E)	42.7%	27.7%	35.8%	38.0%	95.9%

出典：川崎市こども未来局及び WAMNET の公表情報を基に作成。

*乳児院については2016年3月末の財務情報が公表されておらず、本分類上は児童養護
1法人のみであるため、平均値や中央値の計測は行っていない。

①金額面から見た内部留保

平均値については、全体では実質内部留保0.8億円、実在内部留保0.1億円及び発生源内部留保2億円である。健康福祉局所轄の法人と比べて金額としては少額に留まるが、内部留保概念の違いによる差異は最大20倍であり、高齢者施設や障害者施設に比べて格差が広がる（表3・4）。中央値については、全体では実質内部留保0.3億円、実在内部留保0.03億円、発生源内部留保1.2億円と一層少額になる。高齢者施設・障害者施設に比べて少額である点は平均値と同様であるが、最大格差は平均値に比べて一層拡大する。

②総資産比率から見た内部留保

平均値については、表4の発生源内部留保比率の全体は25.5%である。これは表3の高齢者施設・障害者施設の全体の28.3%に比べて若干小さいが顕著な差異ではない。他方、表4の実質内部留保は9.5%、実在内部留保は1.6%であり、それぞれ表3の半分以下になる。中央値については平均値と比べ若干%ポイントは小さくなるが、表3のような顕著な差異は見られない。

③経常支出比率から見た内部留保

表4では概念や分野の違いによる乖離が一層顕著になる。平均値については、保育園と全体については最小4.8%から最大42.7%へと格差が拡大する。分野の違いによる格差は大きく、特に児童養護は保育園と比べて実質内部留保と発生源内部留保の比率が著しく高い。

以上の分野横断的比較検討を通じて、対象分野の違いは内部留保の蓄積状況に影響を与えていることが考えられる。そこで、次項では、高齢者施設、障害者施設及び保育園という3つの主要施設

経営法人における内部留保の蓄積の測定を行う。

(3) 内部留保の蓄積の測定

ここでは設立認可年と内部留保比率には相関関係が見られるかどうかの測定を行う。分野別に社福法人を認可設立年順に整理した上、複数の内部留保概念から見た内部留保比率との関係を測定する。認可設立年が古い社福法人ほど内部留保比率が高くなるような相関関係が見られる場合、内部留保の蓄積が生じているといえる。

①総資産比率から見た場合

1) 高齢者施設

実質内部留保については仮説に概ね沿って負の相関関係が見られた(次頁図1)。だが、一部の社福法人が突出して高い比率となる一方、その多くは20%未満に留まり、一部はマイナスである。そこで、その理由について後ほど個別検討を行う(個別検討する社福法人名をA、B…としている。以下も同様。ここでの個別検討法人はA～C)。

発生源内部留保についても仮説通りの傾向が見られた(次頁図2)。だが、内部留保比率が著しく高い社福法人と低い法人が見られるので、後ほど個別検討を行う(個別検討法人A～C)。

2) 障害者施設

実質内部留保については仮説と逆の結果となった。設立認可年の新旧にかかわらず半数近くの社福法人が50%前後で横並びになる一方、比較的歴史の新しい一部法人の内部留保比率が高いため、相関関係としては仮説とは逆の傾向が見られた(次頁図3)。このような極端な格差が存在する理由については、後ほど検討する(個別検討法人D)。

発生源内部留保比率についても同様の結果である。比較的歴史の新しい法人に80から90%前後の高い内部留保比率のところが目立つ(116頁図4)。だが、同じような設立認可年でも比率が極端に低い法人が見られる。このような差異の理由については後ほど検討する(個別検討法人E)。

3) 保育園

双方の内部留保比率とも概ね仮説に沿った負の相関関係にある(116頁図5、図6)。ただし、発生源内部留保では1法人が突出して高い比率となる一方、実質内部留保比率では1法人が極端にマイナスとなっているため、後ほど個別検討を行う(個別検討法人F・G)。

②個別検討

個別論点を検討するにあたり、まずは分野毎の経営分析指標を検討する。ここでは各対象分野の平均内部留保比率、総資産、自己資本比率、利益率及び人件費率を見してみる(117頁表5)。

高齢者施設の場合、平均内部留保比率は実質内部留保で12.4%、発生源内部留保で13.8%である。直近5年以内に開業した法人が4割弱(7法人/18法人中)を占めており、利益率は0.8%、そして借入金を利用して取得した自己所有の不動産が多いため総資産規模は他分野より多いものの自己資本比率は62%と低い。保育園の場合、平均内部留保比率としての実質内部留保は6.0%、発生源内部留保は19.8%である。高齢者施設同様直近5年以内に開業した法人が3割弱(3法人/11法

図1 高齢者施設の実質内部留保比率と設立認可年との関係

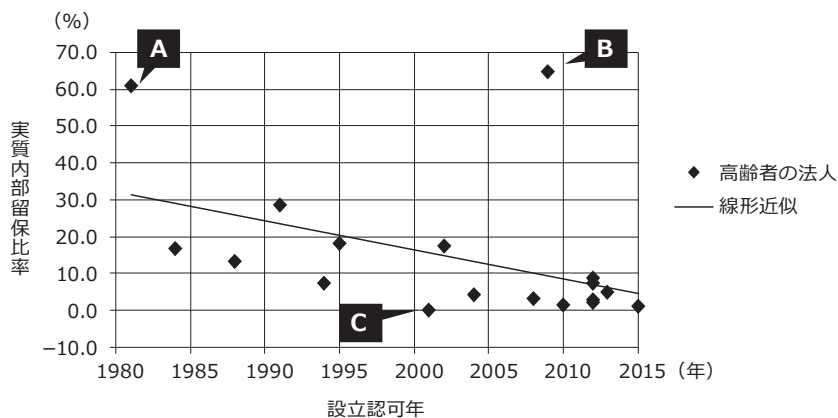


図2 高齢者施設の発生源内部留保比率と設立認可年との関係

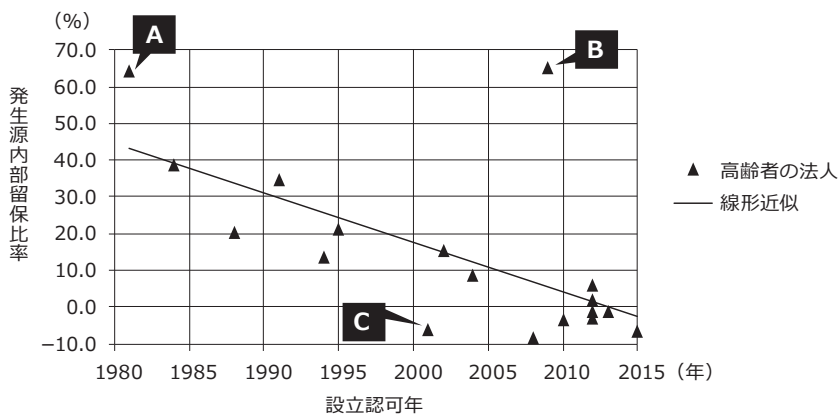


図3 障害者施設の実質内部留保比率と設立認可年との関係

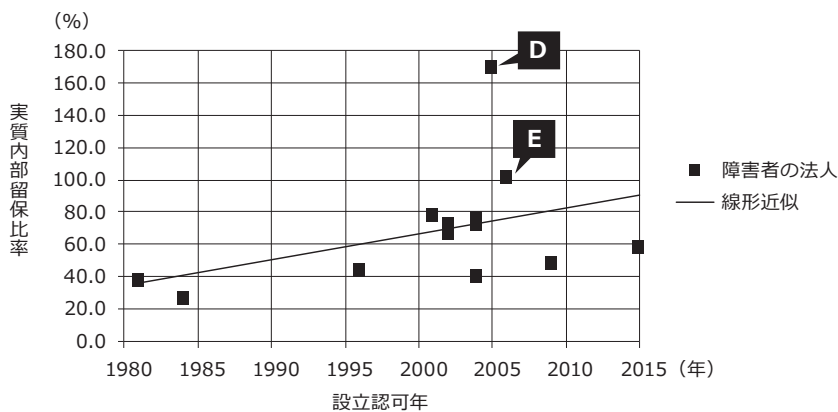


図4 障害者施設の発生源内部留保比率と設立認可年との関係

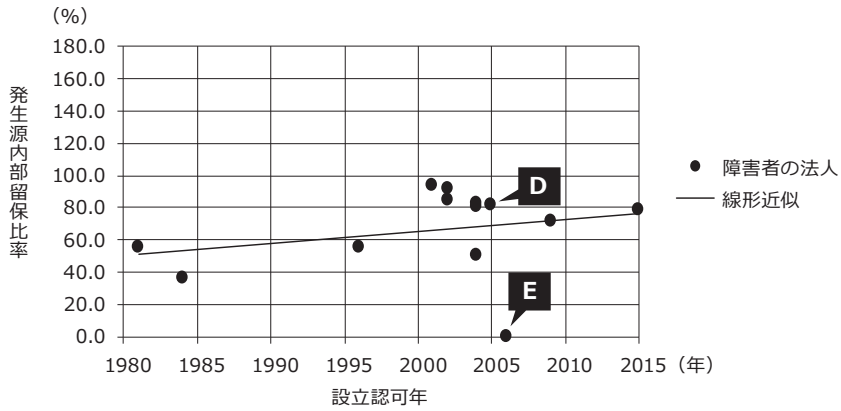


図5 保育園の実質内部留保比率と設立認可年との関係

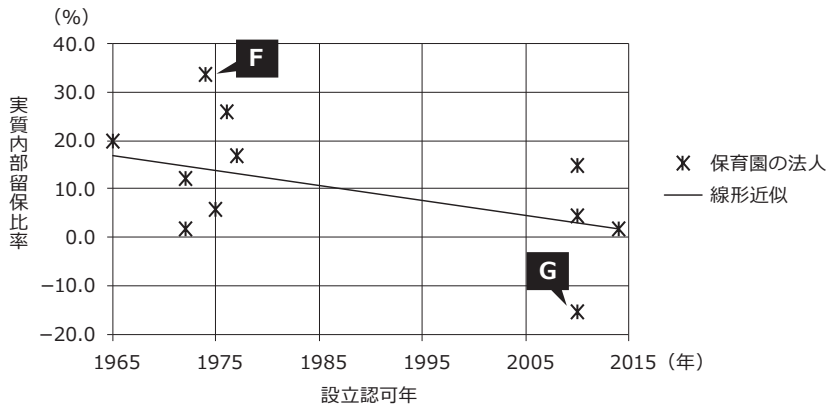


図6 保育園の発生源内部留保比率と設立認可年との関係

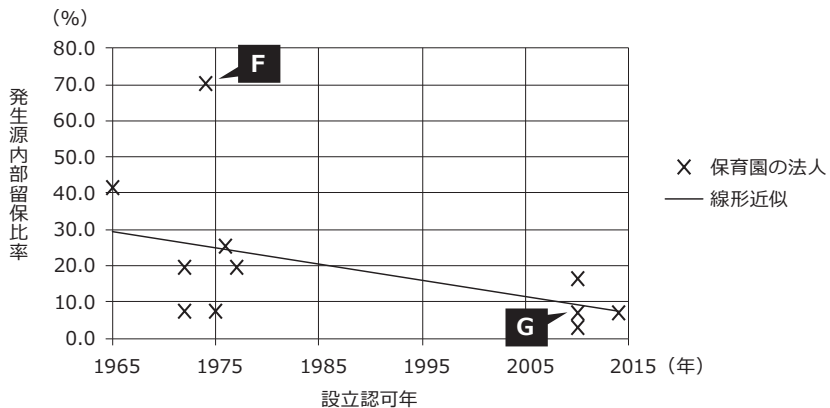


表5 分野別平均内部留保比率、総資産、自己資本比率、利益率、人件費比率

(単位：％，総資産のみ百万円)

分野	実質内部留保比率	発生源内部留保比率	総資産	自己資本比率*	利益率**	人件費比率***
高齢者施設	12.4%	13.8%	1,956	62%	0.8%	66%
障害者施設	42.5%	56.6%	636	83%	10.0%	57%
保育園	6.0%	19.8%	753	75%	0.3%	75%

出典：川崎市健康福祉局、こども未来局及び WAMNET の公表情報を基に作成。

*自己資本比率＝純資産 ÷ 総資産

**利益率＝(サービス活動収益－サービス活動費用) ÷ サービス活動収益

***人件費比率＝人件費 ÷ サービス活動収益

表6 個別事例分析

(単位：％，総資産のみ百万円)

法人	設立 認可年	実質内部 留保比率	発生源内部 留保比率	総資産	自己資本 比率	利益率	人件費 比率	減価償却 費比率*	実質減価償 却費比率**	基本財産 土地 建物	積立資産、 引当金等
高齢者 施設	A 1981	60.9%	64.2%	1,587	97%	-26.0%	91%	11.5%	9.2%	○ ○	○
	B 2009	64.6%	65.0%	110	90%	-4.9%	69%	1.4%	1.1%	× ×	×
	C 2001	-0.1%	-6.0%	1,505	70%	8.0%	64%	10.6%	2.6%	○ ○	△***
障害者 施設	D 2005	168.7%	81.1%	120	97%	-1.0%	57%	1.5%	1.2%	× ×	○
	E 2006	100.1%	0.0%	350	46%	-7.8%	46%	9.8%	8.7%	○ ○	△
保育園	F 1974	33.7%	70.1%	238	86%	0.2%	74%	1.9%	1.3%	○ ○	○
	G 2010	-15.4%	6.9%	1,130	57%	-2.2%	77%	5.3%	2.6%	× ○	○

出典：川崎市健康福祉局、こども未来局及び WAMNET の公表情報を基に作成。

*減価償却費比率＝減価償却費 ÷ サービス活動収益

**実質減価償却費比率＝(減価償却費－国庫補助金等特別積立金取崩益) ÷ サービス活動収益

減価償却資産購入の際に国庫補助金を受領する場合、国庫補助金で購入した減価償却資産の減価償却費が損益に与える影響を除くため、国庫補助金受領時全額を貸借対照表の純資産の部の国庫補助金等特別積立金に計上し、当該資産の減価償却費に合わせて取り崩す会計処理が行われることがある。そのため、国庫補助金の取崩し分を減価償却費から控除することで実質的な減価償却費負担割合を求めている。

***△は資産規模に対して金額が少額に留まるものを指す。

人中)であり、利益率0.3%、自己資本比率75%程度となる一方、人件費比率は75%とどの分野より高い⁽²²⁾。障害者施設の場合、他分野に比べて平均内部留保比率が高い。人件費比率が低く、利益率は保育園の約33倍と高い一方、総資産規模は他分野より小さく、自己資本比率が高い。

その上でこれらの指標について分野別の全体平均と個別検討法人(表6)との比較を通じて検討を試みる。上記の結果から生じた個別の検討事項をまとめると、以下の3点となる。

疑問1：高齢者施設の場合、顕著に内部留保比率が高い法人が生じる理由と極端に低い法人が生じる理由。

疑問2：障害者施設の場合、設立認可年から歴史が新しい社福法人が高い内部留保率となる理由

(22) 例えば、本地(2016, 4頁)の法人の平均決算状況によれば、人件費比率は63.9%、サービス活動収益対経常増減差額比率(いわゆる利益率)が4.5%である。

及び同様の設立認可年の法人で極端に比率が低い理由。

疑問3：保育園の場合、顕著に内部留保比率が高い法人が生じる理由と極端に低い法人が生じる理由。

1) 疑問1に関する検討

最初に高い内部留保比率の場合を検討する。Aは設立認可から37年で自己所有の基本財産を有しており、減価償却費負担は11.5%あるものの国庫補助金等特別積立金取崩額を利用して実質的負担を9.2%に減らしている。他方、人件費は91%と高く利益率は-26%である。よって、Aは最近の収益状況から見るとさほど余裕がない状態ではあるものの、これまでの歴史的蓄積によって、分野平均と比較して大幅に高い内部留保比率となっている。Bについても平均内部留保比率から大幅に高い。人件費比率は69%と分野平均に近く、直近の利益率は-4.9%と苦戦しているものの、自己所有不動産のような基本財産を持たないため総資産規模が小さい上、長期借入金がないため、自己資本比率は90%と高い。よって、総資産規模が小さく、借入金返済や不動産維持コストがかからないため、高い内部留保比率となっている。

次に低い内部留保比率の場合を検討する。Cは2つの内部留保比率ともにマイナスであるものの、人件費比率は64%と平均より低く、利益率は8%と高い。基本財産として自己所有不動産があるため総資産規模は大きいものの設備投資目的の多額の借入金のために自己資本比率は70%に留まり、借入金返済のために多額の資金を必要とする状態にある。これらの要因が合わさった結果、低い内部留保比率となっている。

2) 疑問2に関する検討

内部留保比率が著しく高いDは定期預金以外の基本財産を持たず総資産規模が小さく、固定資産購入のような多額の借入金がないため、自己資本比率は97%と極めて高い。人件費比率は57%と分野別で見ると平均的ではあるものの、他分野に比べると低い。また、実質減価償却費負担も1.2%と低い。そのため、総資産規模が小さく、高い人件費や借入金のような経営を圧迫する要因が少ないため、高い内部留保比率となっている。他方、Eのような発生源内部留保比率が著しく低い法人では基本財産の建物や土地は自己所有であるが、自己資本比率が46%と低い。設備投資のための多額の借入金がある上、国庫補助金による負担軽減も少ないため、実質減価償却費比率も高く、返済負担は重い。利益率も-7.8%と経営を圧迫する要因となっている。そのため、低い内部留保比率になっている。

3) 疑問3に関する検討

Fは近年の人件費高騰などで利益率が0.2%となっているが、歴史のある法人で自己資本比率が86%と高く、積立資産もあり総資産規模が小さいため、内部留保比率は高い。他方、設立認可年から歴史が新しいGは利益率が-2.2%と平均に比べて低い。更にFに比べて総資産規模は4.7倍程度あるものの多額の借入金の返済負担が重く、自己資本比率は57%に留まる。よって、内部留保比率が低くなっている。

③経常支出比率から見た場合

ここでは内部留保概念の違いを比較するために、経常支出比率から見た場合の設立認可年の古さと内部留保蓄積との相関関係の検討を行う。

1) 高齢者施設

双方の内部留保比率とも平均的傾向では負の相関関係が見られ、概ね仮説に沿った結果となる⁽²³⁾ (図7, 図8)。

図7 高齢者施設の実質内部留保経常支出比率と設立認可年との関係

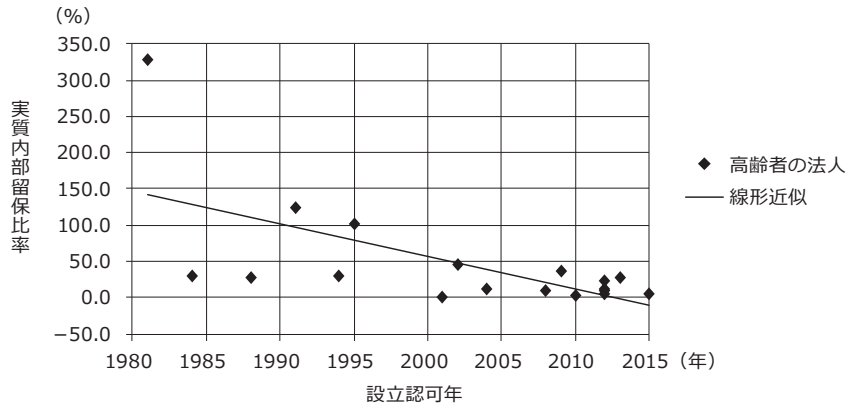
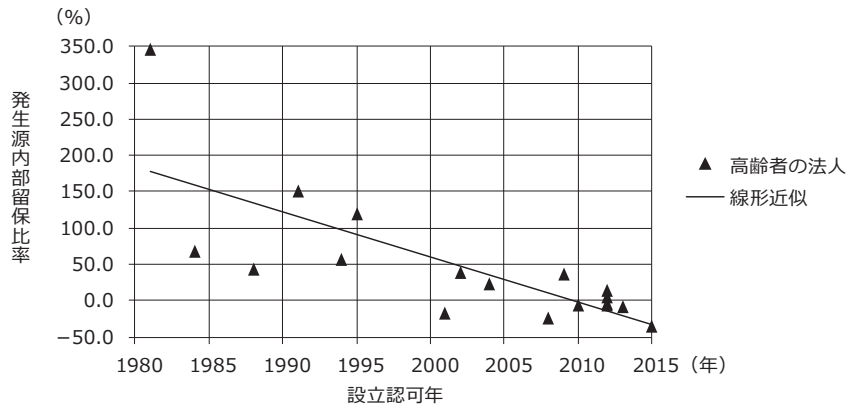


図8 高齢者施設の発生源内部留保経常支出比率と設立認可年との関係



2) 障害者施設

双方の内部留保比率とも、概ね仮説に沿った結果となる。これは総資産比率で見た場合と大きく

(23) 経常支出比率は、事業規模を平準化するための手段として用いたものの、個別分析については上記総資産比率から見た個別分析と重なる点が多い上、会計・経営学的な内部留保比率分析としては経常支出比率で見ることは通常行わないため、今回は考察のところで疑問点の検討を試みた。

異なる点である。ただし、設立認可年が比較的新しい法人の一部で内部留保比率が高い傾向は総資産比率と同様に見られる（図9、図10）。

図9 障害者施設の実質内部留保経常支出比率と設立認可年との関係

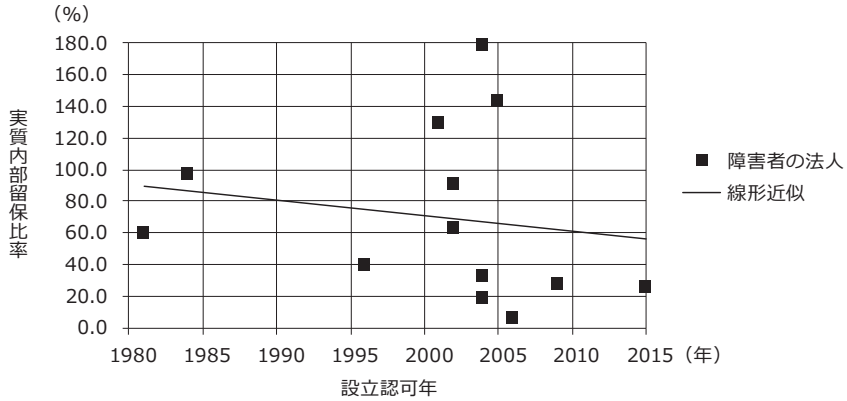
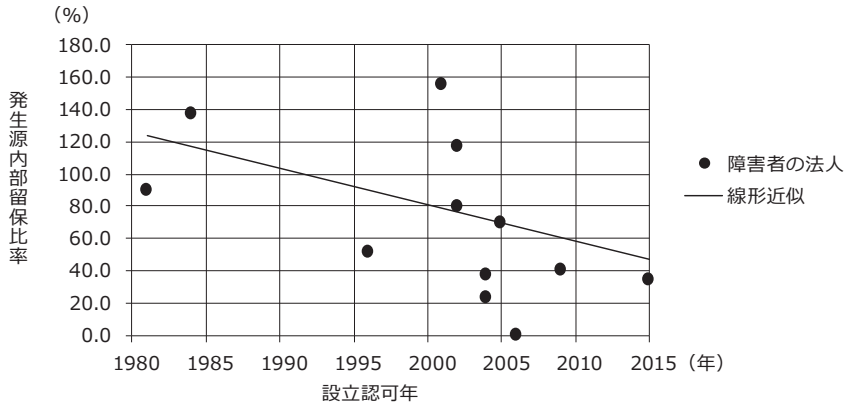


図10 障害者施設の発生源内部留保経常支出比率と設立認可年との関係



3) 保育園

双方の内部留保比率とも概ね仮説に沿った結果といえる（次頁図11、図12）。

5 考察

(1) 内部留保の分野別測定の総括

①金額から見た内部留保

平均値及び中央値の金額双方とも高齢者施設や障害者施設の方が保育園に比べて多い傾向にある（前掲表3、表4）。平均値と中央値を比較した場合、全体で見ると後者の方が少額に留まる傾向にある。分野別で見ると、保育園では中央値と平均値の差異は最大1.9倍程度だが、高齢者施設や障

図 11 保育園の実質内部留保経常支出比率と設立認可年との関係

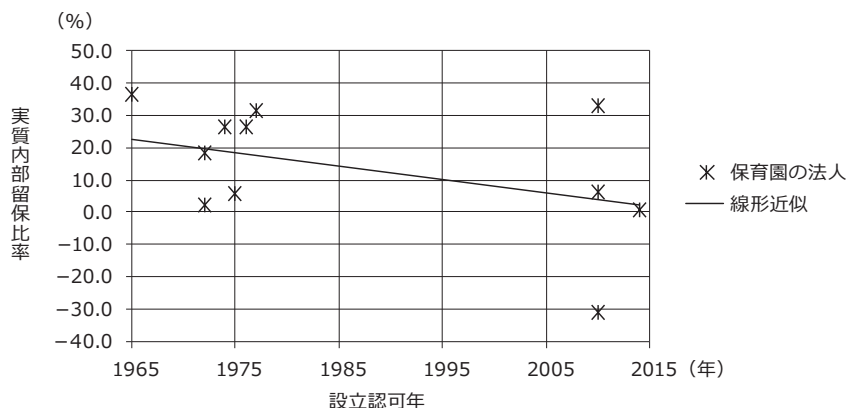
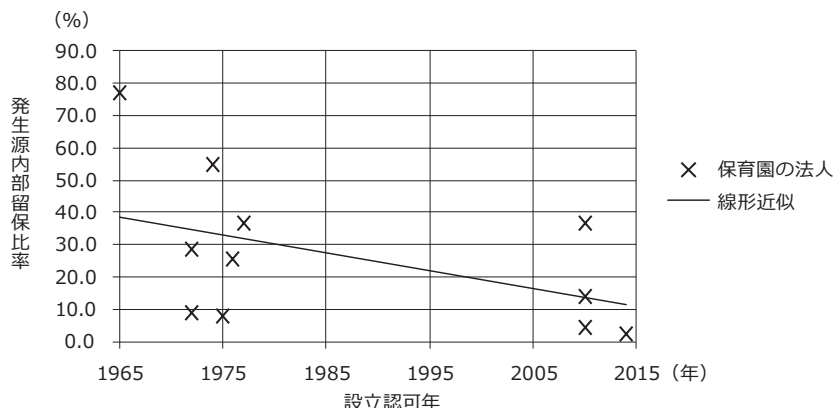


図 12 保育園の発生源内部留保経常支出比率と設立認可年との関係



害者施設では格差が大きくなる。理由として、保育園では類似規模の施設が多いのに対し、高齢者施設や障害者施設では居住用施設保有の大規模法人とデイサービス中心の小規模法人が混在するため、一部法人の存在によって平均値が大きく引き上げられていることがあげられる。

ところで、厚生労働省（2011）の調査によれば、「次期繰越活動収支差額」と「その他の積立金」の合計を内部留保と捉えた場合、特養の内部留保は1施設あたり平均約3.1億円とされる⁽²⁴⁾。この計測方法は発生源内部留保と同様といえ、厚生労働省調査と比較した場合、川崎市の高齢者施設の発生源内部留保平均値は2.7億円であることから近似値といえる。だが、他の内部留保概念の平均値については1.3億円から2.4億円と差がある。更に中央値となると0.3億円から1億円と大きな開きが出る。

このように把握の仕方によって内部留保金額は大きく変動するため、数値だけが独り歩きしないように適正な内部留保把握のためには慎重な判断と継続的検討が必要といえる。

(24) 厚生労働省（2011）、資料3。ただし、この調査結果に対しては、財務省から更なる詳細な調査要請がなされていることもあり、あくまでも参考指標として慎重に捉えるべきであろう。

②比率から見た内部留保

健康福祉局所轄法人の場合、障害者施設については、総資産から見た場合、どの内部留保比率をとっても他に比べて高い。実質内部留保比率の中央値では100%超と際立って高い（表3）。分子となる内部留保金額は高齢者施設と大きな違いはないものの、分母となる総資産金額や経常支出の差異が大きいことが理由である。つまり、居住施設経営が中心の高齢者施設に比べデイサービスの小規模施設運営が中心の障害者施設という総資産規模や事業内容の違いがこのような差異を生み出す主な理由といえる。

複数事業については、障害者施設に次いで内部留保比率が高い。理由としては、総資産や経常支出金額が多いものの、内部留保金額も多いことがあげられる。よって、大規模な資産を持ち事業規模が大きい複数事業では多額の資金を組織内に蓄える傾向にあることが推察される。

他方、高齢者施設や貧困・乳児院については、多くても15%未満である。特に実在内部留保から見た場合の中央値の比率が著しく低い。このことから高齢者施設や貧困・乳児院については内部留保を貯め込む傾向が強いとはいえない。

こども未来局所轄法人の場合、保育園については、高齢者施設や障害者施設と比べて概ね内部留保比率が低い傾向にある。経常支出比率から見た内部留保の場合、高齢者施設や障害者施設に比べて平均値と中央値との差異が少ない（表4）。その理由として、保育園は人件費比率が高いこと（表5）、そして類似規模の保育園が大半を占めること（表4）があげられる。

児童養護については、総資産金額や経常支出金額は保育園の2倍若しくはそれ以上であるが、内部留保比率はより格差が広がる。理由として、児童養護は居住施設であるため総資産規模が大きく、固定資産維持のために多額の内部留保を必要とすることがあげられる。児童養護及び健康福祉局所轄の貧困・乳児院については居住用建物等の固定資産が多いものの、総資産規模が近い高齢者施設と比較しても実質内部留保や発生源内部留保比率は小さく、特に中央値で見た場合にはその傾向が顕著である。

保育園と障害者施設は共に新規参入可能な第2種社会福祉事業（社会福祉法2条3項3号）として民間との競争に晒されているという共通点はあるものの、両者の内部留保比率の差異は非常に大きい（表3、表4）。障害者施設の総資産金額や経常支出金額は保育園に比べて少額で事業規模は小さいのに対し、どの内部留保金額をとっても保育園より多く、内部留保が蓄積しやすい経営構造にあることが推察される。

(2) 内部留保の蓄積の総括

内部留保蓄積と設立認可年との関係については概ね相関関係が見られた。ただし、総資産比率で見た場合、障害者施設のみ仮説と逆の結果になった。理由として、障害者施設では規制緩和の流れを受けて2000年以降に設立された歴史が新しい法人も多く、これらは固定資産を持たずに総資産規模が小さいところが多いこともあり、総資産比率で見ると高い内部留保比率となる。これに対し、事業規模の違いを平準化した経常支出比率で見た場合、障害者施設も他と同様に相関関係が見られた。よって、結論としては、どの分野も概ね仮説通りの結果といえ、一般的には歴史のある施設経営法人ほど内部留保の蓄積が進む傾向にある。

このような分野毎の内部留保比率に差異が生じる主な原因として、収益構造の違いがある。人件費比率は福祉事業のような労働集約型産業では収益に与える影響が大きい。自己資本比率が著しく低い場合には多額の借入金返済などで利益率の圧迫要因がある可能性が高い。経営分析指標から見た場合、障害者施設は他分野に比べて利益率と自己資本比率が高く人件費比率が低いことから内部留保が蓄積しやすい収益構造にある傾向が強い（前掲表5）。他方、保育園は他分野に比べて人件費比率が高く、利益率や自己資本比率が低いことから内部留保が蓄積しにくい収益構造にある。

従って、内部留保の蓄積状況は分野や事業内容毎に異なっており、一部に極端に高い法人はあるものの、社福法人が一律に多額の内部留保を貯め込んでいるとまではいえない。

6 結 語

最後に社福法人を取り巻く経営状況について考えてみたい。本研究を通じて、内部留保概念の違いにもかかわらず、社福法人の内部留保は分野毎に特徴があることが検証できた。障害者施設については他分野に比べて内部留保比率が高い傾向にあるが、その中でも極端に高い内部留保比率となる法人が見られた。これらには有志のボランティアが主力となって立ち上げた作業所を前身とするような小規模法人が多い。経営分析指標上では利益率や内部留保比率は高い一方、退職給付引当金や修繕積立など積立資産が十分ではないところも見られた（表6）⁽²⁵⁾。そのため、高い内部留保比率であっても組織内の労務管理意識や中長期的組織運営を行う上で余裕がない可能性がある。職員に対する福利厚生制度が不十分であることは、ひいては利用者に対する継続的福祉サービス提供のために悪影響が生じる可能性もある。他方、保育園については内部留保比率や利益率では他分野と比べて低いものの、退職給付引当金や積立資産の積立状況に問題がある法人はほとんど見られなかった。また、貧困者・乳児院については居住施設維持のために多額の資金を必要とすることもあって内部留保比率は低い傾向にある上、民間参入が難しい分野である。社会の階層格差が広がる中、公的支援の意義はあるものと考えられる。

今回の研究結果から、2000年以降に設立認可を受け、かつ内部留保比率が高い法人には、規制緩和による法人設置要件緩和を利用して基本財産に大規模な固定資産を所有せずに最低限の1千万円規模の預金を持つ程度で総資産規模が小さく、設備投資を最小限に抑えて経営効率を高める工夫をしている傾向が見られた。これは、規制緩和の流れに沿った自由競争の下、コストを意識した効率的経営といえる。だが、積立資産や基本財産が乏しいために報酬算定基準変更や市場変動要因によって経営基盤が不安定化しやすいリスクもある。社福法人の社会的使命である持続可能な経営という観点で見ると、利用者に対する安定的な社会福祉サービス提供のためには危うい部分もある。

規制緩和によって新たに認可を受けた法人が増加したことや、多くの社会福祉サービスが措置から契約制度に変わり利用者自身の費用負担が発生するようになり、従来のような公的資金給付100%という仕組みでなくなったことで、逆に社福法人に対する行政側の監督が十分行き届かなくなっている可能性もある。しかし、憲法89条後段の「公の支配」との関係で見た場合、公金支出

(25) 実際、川崎市の場合、健康福祉局所轄の2000年以降の設立認可法人については、高齢・障害問わず退職給付引当金や修繕積立など積立資産が十分手当てされていない法人がいくつか散見される。

先としての社福法人に対する行政監督は不可欠である。本研究を通じて川崎市 HP や WAMNET 上で公表されている社福法人の財務諸表の中には不正確な内容のため、公金管理面で問題があり得る法人が少数ではあるもののいくつか散見された。同様の問題は他の基礎的自治体所轄法人でも大いにあり得よう。これは規制緩和の本旨に沿っているとはいえないのではないだろうか。規制緩和では市場アプローチによる競争活性化側面が重視されがちだが、同時に市場競争阻害要因となる行為や当該組織に対しては行政側による事後規制としての強い執行力も併せて必要とされる。地方分権化の動きが益々強まる中、地方公共団体毎の指導監督力の格差が拡大してしまうおそれもある。

このような中、2016年の社会福祉法改正によって社福法人のガバナンス、ディスクロージャーそして行政監督権限等の複合的側面での規制が強化され、余裕資金に相当する内部留保の社会還元が求められるようになった。これは社福法人制度の経営改善の取り組みとして評価できよう⁽²⁶⁾。ただし、社福法人の公金管理能力の問題から見ると、行政監督力の強化や会計専門家による外部監査の義務付けは、現時点で法定対象ではない小規模法人に対してもその必要性があるのかもしれない⁽²⁷⁾。

本稿では社福法人の内部留保の実像把握のための検討を行った。その結果、内部留保概念の違いによって内部留保の平均的実像は大きく変動する一方、概念の違いにかかわらず分野毎に内部留保の特徴があることが分かった。そして、内部留保の実像把握を通じて法人経営の安定性及び行政監督の在り方に関する制度上の問題点も浮かび上がってきた。継続的で安定的な福祉サービス供給のためには社福法人の経営基盤強化は必要であり、今後も社福法人を巡る制度改善を地道に図っていくことは重要である。

(くにみ・まりこ 田園調布学園大学人間福祉学部准教授)

【謝辞】執筆にあたり、黒川行治先生（慶應義塾大学名誉教授）、白山真一先生（有限責任監査法人トーマツ）及び川本寛弥先生（同前）には有益なご助言を戴いた。ここに記して感謝の意を表したい。

【参考文献】

- 江頭憲治郎（2014）『株式会社法』有斐閣。
- 大川新人（2015）「社会福祉法人の合併相乗効果に関する研究」『社会福祉学』第55巻第4号、70-81頁。
- 大橋英五（2005）『経営分析』大月書店。
- 小栗崇資・谷江武士編著（2010）『内部留保の経営分析——過剰蓄積の実態と活用』学習の友社。
- 金谷信子（2007）『福祉のパブリック・プライベート・パートナーシップ』日本評論社。
- 川崎市健康福祉局「健康福祉局所管の社会福祉法人一覧」<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-8-27-1-1-0-0-0-0-0.html>（最終閲覧2018年3月4日）。
- 川崎市子ども未来局「社会福祉法人の運営に関する情報開示」<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000051800.html>（最終閲覧2018年3月4日）。

(26) 例えば、現在未施行の改正法55条の2。これは、組織内の余裕資金となっている内部留保の実態を明らかにして、適正な活用を促すための仕組みである。具体的には「社会福祉充実残額（再投下財産額）」を算出し、これを保有する法人は再投下計画の作成が義務付けられることになる。

(27) 厚生労働省（2015、12頁）では、資産10億円や負債20億円以上といったある程度の規模の法人に対する会計監査人設置などは義務付けを要求しているが、今回の調査ではむしろそれ以下の小規模の法人に問題があるところも目立ったからである。

- 神田秀樹（2016）『会社法』弘文堂。
- 北場勉（2005）『「戦後措置制度」の成立と変容』法律文化社。
- 國見真理子（2017）「社会福祉法人の会計制度の変遷に関する一考察——2016年社会福祉法改正を踏まえて」『田園調布学園大学紀要』11号，95-111頁。
- 黒木淳（2014）「社会福祉法人における内部留保の実態分析」『経営研究』第65巻第3号，165-178頁。
- 厚生労働省（2011）「第87回社会保障審議会介護給付費分科会2011年12月5日議事録〈資料3〉」<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001z7hf.html>（最終閲覧2017年12月23日）。
- 厚生労働省（2015）「社会保障審議会福祉部会報告書——社会福祉法人制度改革について」http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000074116.pdf（最終閲覧2017年7月20日）。
- 厚生労働省（2016）「厚生統計要覧（平成28年度版）」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/index-kousei.html>（最終閲覧2017年12月11日）。
- 齋藤真哉（2001）「社会福祉法人会計基準の課題」『青山経営論集』第36巻第1号，39-58頁。
- 醍醐聰（2013）「内部留保税」『会計』第184巻第1号，1-15頁。
- 田村八十一（2014）「内部留保会計の展開と内部留保分析の検討」竹田範義・相川奈美編著『会計のリラティヴィゼーション』創成社，213-243頁。
- 羽生正宗（2008）『社会福祉マネジメント戦略』大蔵財務協会。
- 藤井秀樹（2009）「財務会計論序説」『商経学叢』第56巻第2号，769-793頁。
- 本地央明（2016）「平成26年度社会福祉法人の経営状況について」『独立行政法人福祉医療機構リサーチレポート』No.18，http://hp.wam.go.jp/Portals/0/docs/gyoumu/keiei/pdf/2015/research%20team/160425_no18_3.pdf（最終閲覧2017年6月20日）。
- 松原由美（2013a）「特養の内部留保に関する一考察（上）」『社会保険旬報』2523号，18-23頁。
- 松原由美（2013b）「特養の内部留保に関する一考察（下）」『社会保険旬報』2524号，24-30頁。
- 松山幸弘（2011）「黒字ため込む社会福祉法人——復興事業への拠出 議論を」日本経済新聞，2011年7月7日朝刊。
- 宮本幸平（2012）『非営利組織会計テキスト』創成社。
- 明治安田生活福祉研究所（2013）「介護老人福祉施設等の運営及び財務状況に関する調査研究事業報告書」http://www.myilw.co.jp/research/report/pdf/myilw_mhlw_nursing_care_h24_01.pdf（最終閲覧2017年8月23日）。
- 守永誠治（1991）『社会福祉法人の会計』税務経理協会。
- 有限責任監査法人トーマツ編（2013）『やさしくわかる社会福祉法人の新しい会計基準』中央経済社。